

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

住居確保給付金とは

離職や自営業の廃止又は個人の責に帰さない理由による就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当分の給付金を支給するとともに、半田市（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額(住宅扶助基準) 下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給
 36,000円（単身世帯） 43,000円（2人世帯） 46,600円（3人以上世帯）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長、再々延長が可能）

支給方法：大家等へ代理納付（※例外はありません）

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内であること若しくは申請日の属する月において、個人の責に帰さない理由による就業機会等の減少により、経済的に困窮する状態にあること
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であったこと（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後の離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額(世帯収入額)が次の表の収入基準額以下であること(児童手当や児童扶養手当などの公的給付等を含む。)

世帯人数	収入基準額	
	基準額	+ 申請者の賃借する実際の家賃額(一月あたり)
1人	7.8万円	
2人	11.5万円	
3人	14.0万円	
4人	17.5万円	
5人	20.9万円	

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること（※再々延長の方は、要件が異なります。）

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69.0万円
3人	84.0万円
4人	100.0万円
5人	100.0万円

- ⑥ ハローワークに求職を申し込み（※1）、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと

- ⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）や貸付（求職者支援資金融資）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給額

- ・月収(世帯収入額)が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※
- ・月収(世帯収入額)が基準額を超える場合は、以下の計算式により算出された額となります。

住居確保給付金支給額

$$= \text{基準額} + \text{申請者が賃借する実際の家賃額} - (\text{月の世帯収入額})$$

※ ただし、支給額は住宅扶助基準（地域によって異なる。）を上限とする。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、愛知県社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）とあわせて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを図るための制度です。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、半田市社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）を行い、生活を立て直すための一助とするものです。

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等
- ③ (1) 離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳など、離職者であることが確認できる何らかの書類）
(2) 個人の責に帰さない理由による就業機会等の減少により、収入が減ったことが分かる書類等の写し
（シフト表、休業の知らせ、顧客の予約表など）
※(1)、(2)のいずれかを提出すること
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について、その金額が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳等
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の親族の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し（※1）

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を半田市（自立相談支援機関）に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、半田市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。（原則として、賃貸住宅を探す範囲は半田市内とします。）。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、愛知県社会福祉協議会の総合支援資金（住宅入居費）を利用する場合は、その旨を不動産業者等に伝えてください。
- 入居可能な住宅を確保した場合は、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- ハローワークにて求職申込みを行ってください。（※1）

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、半田市（自立相談支援機関）に提出してください。
- ハローワークから交付された求職受付票（ハローワークカード）の写しを、半田市（自立相談支援機関）へ提出してください。（※1）

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」が交付されます。

◆ 総合支援資金（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、半田市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて半田市社会福祉協議会に総合支援資金（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている方の場合は、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合は、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますので、注意してください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを半田市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって、停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行い、ただちに、住民票の設定・変更手続きを実施してください。

◆ 住居確保給付金の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び「新住所における住民票の写し」が必要です。それらとあわせて、「住居確保報告書」を半田市（自立相談支援機関）に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「常用就職届」、「職業相談確認票」が、また、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。

- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について半田市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを半田市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を半田市（自立相談支援機関）に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて「入居住宅に関する状況通知書」、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- ハローワークにて求職申込みを行ってください。（※1）

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、半田市（自立相談支援機関）に提出してください。
- ハローワークから発行を受けた、求職受付票（ハローワークカード）の写しを半田市（自立相談支援機関）へ提出してください。（※1）

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合は「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「常用就職届」、「職業相談確認票」が、また、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、半田市社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、ハローワークの利用、半田市（自立相談支援機関）の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。
- ◆ 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参し、ハローワークの職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
(※1) 個人の責に帰さない理由による就業機会等の減少を理由に、経済的に困窮し、同給付金を受給する方については、本要件が緩和される場合があります。
- ◆ また、毎月1回以上、半田市（自立相談支援機関）の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- ◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。月1回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、半田市（自立相談支援機関）に報告してください。
- ◆ さらに、半田市（自立相談支援機関）よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがないもの又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を半田市（自立相談支援機関）へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口にも毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長・再々延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、3回まで、延長することが可能です。ただし、再々延長は、令和2年度中に新規に同給付金を申請した方に限ります。

（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長、再々延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、半田市（自立相談支援機関）にお越しください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少したことにより、基準額を下回った場合
 - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や半田市（自立相談支援機関）の指導により半田市内での転居が適当と判断される場合
- ※申請書を提出する必要がありますので、家賃の変更又は収入の減少等が証明できる書類を持参し、半田市（自立相談支援機関）にお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上のハローワークでの就職相談、毎月1回以上の半田市（自立相談支援機関）の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等の求職活動に関する要件を怠った場合は、支給を中止します。
※個人の責に帰さない理由による就業機会等の減少を理由に、経済的に困窮し、同給付金を受給する方で、本要件が緩和された場合は、緩和後の条件を満たしていれば問題はありません。
- ◆ 半田市（自立相談支援機関）が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、原則として、同基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、半田市（自立相談支援機関）の指示による場合を除く。）については、支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽申請等の不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合や禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再度支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は、会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給中に虚偽申請等の不適正な受給に該当することが判明した場合は、既に支給した給付を半田市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給を中止することとなります。

お問い合わせ先

暮らし相談室 ～あんしん半田～

(半田市役所 生活援護課 生活困窮担当)

TEL : 0569-84-0677

FAX : 0569-25-3254